

中国特許審決取消訴訟判例紹介（第9回）

大野総合法律事務所

金杜律師事務所（KING & WOOD PRC LAWYERS）

弁理士 加藤 真司[※]

「小型車両のシート支持構造」事件（(2007) 高行終字第53号）

1. 関連規定

特許法第22条第3項

創造性とは、出願日以前に既にある技術と比べて、当該発明が際立った実質的特徴及び顕著な進歩を有しており、当該実用新案が実質的特徴及び進歩を有していることをいう。

特許審査指南第二部第三章2.3節（一部抜粋）

引用文献は客観的に存在する技術資料でなければならない。引用文献を引用して発明又は実用新案の新規性及び創造性等を判断する際には、引用文献が開示している技術内容を基準としなければならない。この技術内容には、引用文献に明確に記載されている内容だけでなく、当業者にとって暗に記載されており直接かつ一義的に確定できる技術内容も含まれる。但し、引用文献の内容をむやみに拡大又は縮小してはならない。また、引用文献に図面が含まれる場合には、図面を引用することもできる。但し、審査官は、図面を引用する際には、図面から直接かつ一義的に確定できる構成要件しか開示された内容に該当しないということに注意しなければならない。図面から推測した内容、又は文字による説明がなく単に図面から測量して得た寸法及びその関係は、既に開示された内容としてはならない。

特許審査指南第四部第八章2.1節（一部抜粋）

当事者は、自ら提出した無効審判請求が依拠する事実、又は相手方の無効審判請求への反駁が依拠する事実について、証拠を提供して証明する責任を負う。

証拠がなく、又は証拠が当事者の事実についての主張を証明するのに十分でないときは、立証責任を負う当事者が不利な結果を負担する。

2. 事件の概要

「小型車両のシート支持構造」の発明特許権（第95104356.0号、出願日は1995年3月30日）に対して無効審判が請求され、同特許が創造性の要件（特許法第22条第3項）を満たすか否かが争われた。

※ 大野総合法律事務所からの派遣により北京の金杜律師事務所（KING & WOOD PRC LAWYERS）に駐在
中国北京市朝陽区東三環路39号建外SOHO A座31層（100022）
（直通） +8610-5878-5496
（FAX） +8610-5878-5588
（E-mail） shinji_kato@kingandwood.com

国家知識産権局専利復審委員会（以下、単に「専利復審委員会」という）は、無効審判請求人の請求を認め、本件特許権を無効とする審決をした（2005年10月12日第7571号無効宣告請求審査決定、以下「第7571号審決」）。特許権者は、専利復審委員会の第7571号審決を不服として、北京市第一中級人民法院に審決の取消しを求める訴訟を提起した。北京市第一中級人民法院は、専利復審委員会の審決を支持する判決をした。これに対して、特許権者は北京市高級人民法院に控訴した。

3. 特許の内容

本件特許は、スクータ型自動二輪車等の小型車両に適用される、シート下方に配置された収納ボックスの支持構造に関する。明細書には、以下の内容が記載されている。

（従来技術及びその問題点）

図10及び図11は、従来のシート支持構造の第一の例を示す図である。シート06は、前方に運転者、後方に同乗者を乗せることができ、ヒンジ05によって収納ボックス01を開閉できるようになっている。運転者及び同乗者の体重は燃料タンクカバー周辺部03によって支えられる。収納ボックス01は、ステイ010によって支持されるとともに、燃料タンクカバー02と左右フレーム08後部との間に設けられたステイ011によって支持される。また、燃料タンク012は、左右フレーム08に取り付けられる。このような小型車両では、シート06を安定して支持できるものの、ステイ011が燃料タンク012の上方を跨いでおり、かつ後輪が燃料タンク012の下方に位置しているため、収納ボックス01及び燃料タンクカバー02を取り外したとしても、ステイ011及び後輪が邪魔になって燃料タンクやその他の部品を取り外したり修理したりするのに不便である。

図 11

図 10

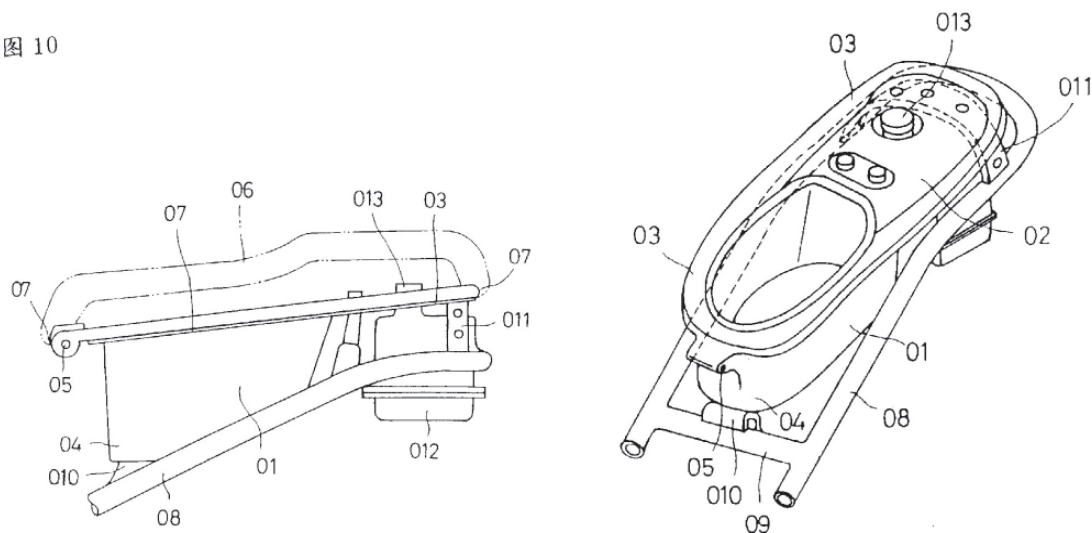
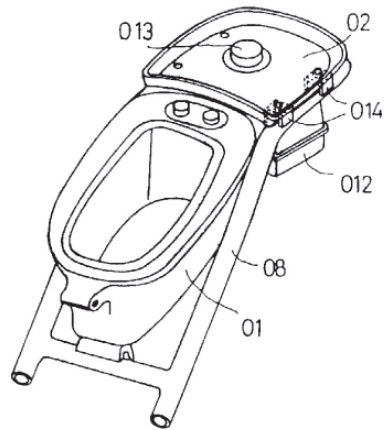


図12は、シート支持構造の第二の従来例を示す図である。この例では、左右フレーム08を跨るステイ011が取り除かれ、収納ボックス01と燃料タンクカバー02がそれぞれに分かれている。収納ボックス01の後部は支持部材で支持され、燃料タンクカバー02は左右フレーム08上の4つのステイ014に取り付けられる。この例では、部品点数の増加を招き、費用が高くなり、燃料タンクカバーの着脱がわずらわしいという問題がある。

図 12



(本発明の内容)

本発明では、左右フレーム7の後部に、シート34の後部を迂回して上方に立ち上がるグラブレール29を一体に装着し、収納ボックス18から後方に延長する後方延長部（燃料タンクカバー）19をグラブレール29の左右で内方に突出した支持部31で支持する構造とした。

図 1

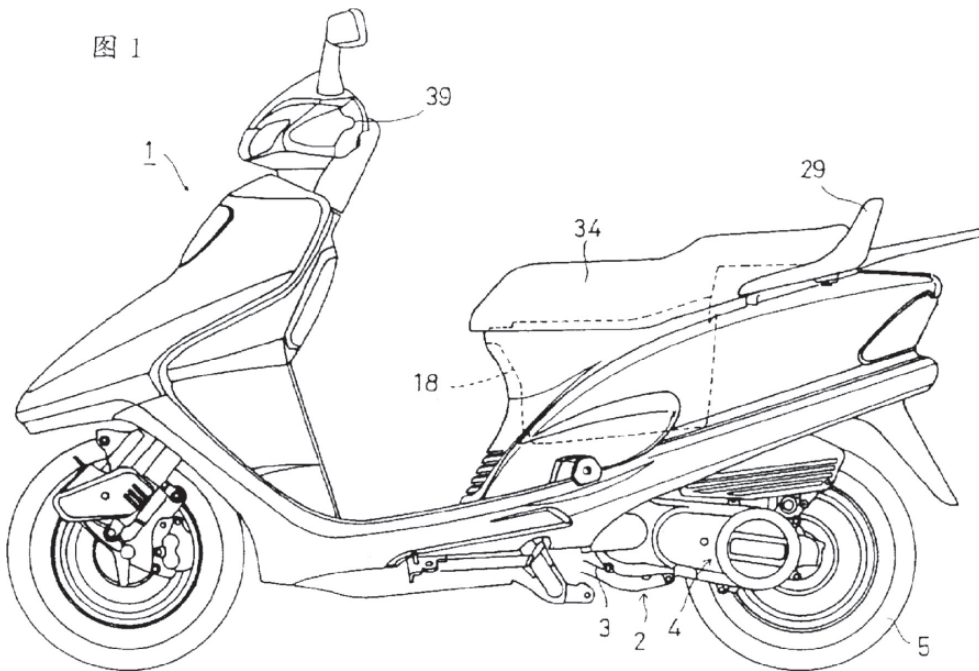


图 2

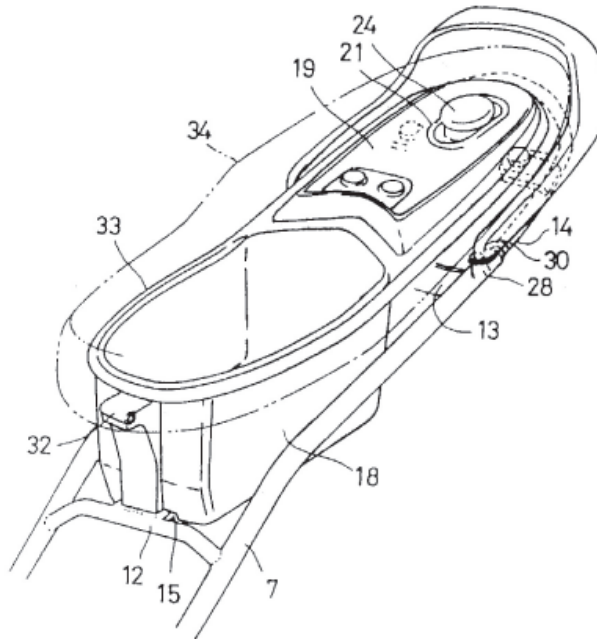


图 3

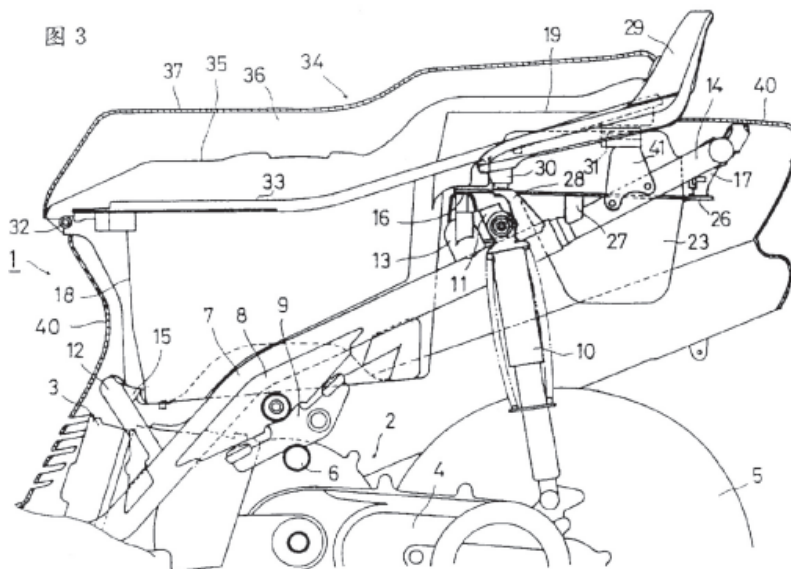


图 4

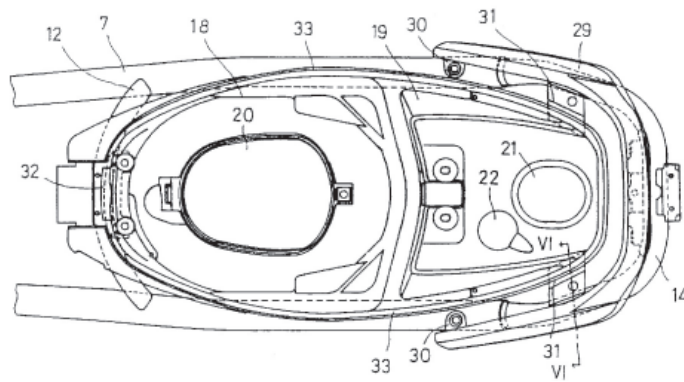


图 6

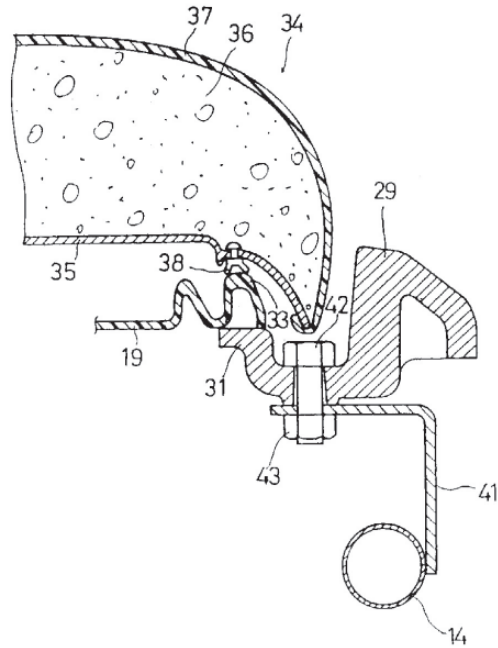


图 7

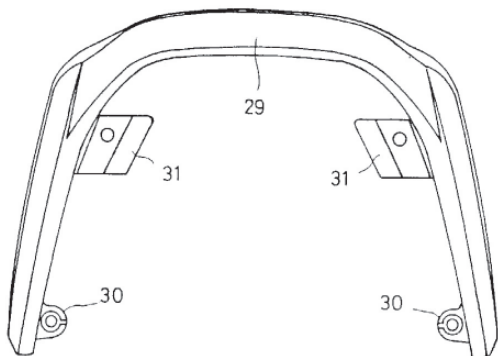
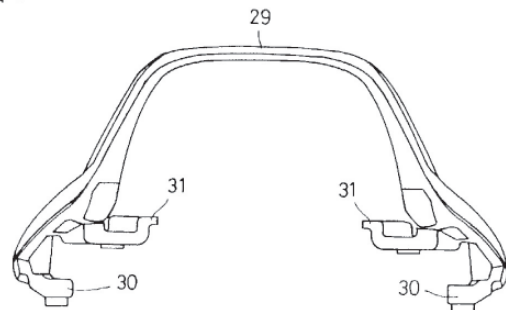


图 8



(本発明の効果)

シート及び収納ボックスを外した際には、グラブレールがフレームに取り付けられているとしても、車体フレームの幅方向中心線を左右に跨ぐ部材がないので、収納ボックスの後方延長部の下方に設けられた燃料タンクの容量を大きくすることができ、燃料タンク等の部品の取り外しが簡単になり、保守性能が向上する。

(本件特許の請求項 1)

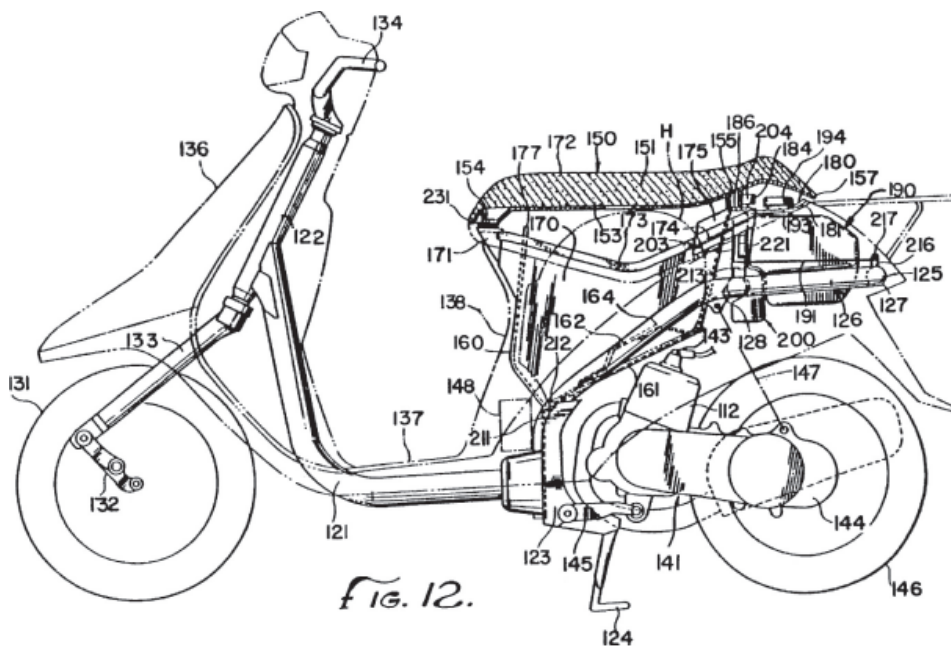
1. シート下方に収納ボックスが配置された小型車両において、該小型車両の後部車体の左右フレームが車体中央部から車体後部に延長され、かつ車体下部から上方へ向かって傾斜され、該左右フレームの後部に、前記シートの後方を迂回して上方へ立ち上がるグラブレールが一体に装着され、前記シート下方の収納ボックスの前部が前記フレームに支持されるとともに、該収納ボックスの収納部から後方への延長部が前記グラブレールの左右内方突出支持部に支持され、前

記グラブレールの左右内方突出支持部とシート後部の底板とで収納ボックスの後方への延長部を挟持することを特徴とする小型車両のシート支持構造。

4. 引用文献の内容

(1) 引用文献 1 (US5044646号米国特許)

引用文献 1 にはシートの下方に収納ボックスを備えた鞍乗型車両が開示されている。引用文献 1 の図12等には、グラブレールは開示されておらず、シートの後方に水平方向に伸びる荷台が開示されている。但し、この荷台の車体への取付けの位置及び方式については説明されていない。図から判断すると、荷台はその一端がシート150の後端部分で車体に取り付けられ、荷台の後方から下方向やや前方に延びる脚によってサイドパイプ126の後端付近で車体に固定されていると理解できる。一方、本発明の収納ボックスの収納部から後方への延長部（以下、「収納ボックス後方延長部」という）に相当する目隠板180とシート底板33との位置関係については、引用文献 1 の図12及び図14からも明らかな通り、シート底板33は目隠板180に接触していない。目隠板180の車体への固定方法については、これも明細書では説明されていないが、図14から判断すると、目隠板180の前部が取付孔187の部分でボルト・ナット5によりコ字型ステイ221の上面に止着され、コ字型ステイ221が左右のサイドフレーム126をつなぐクロスパイプ128上に固設されたブラケット213上に止着されることで目隠板180が車体に固定されると理解できる¹。



1 なお、引用文献 1 の対応日本出願（実開平 5-39038号）にはこのことが明確に記載されている。

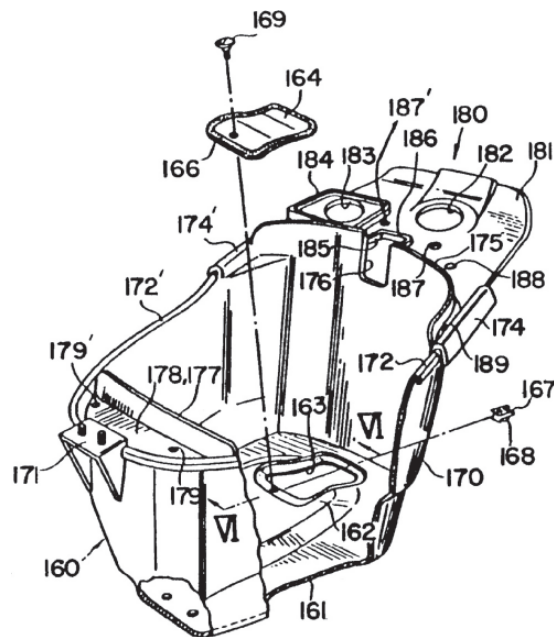
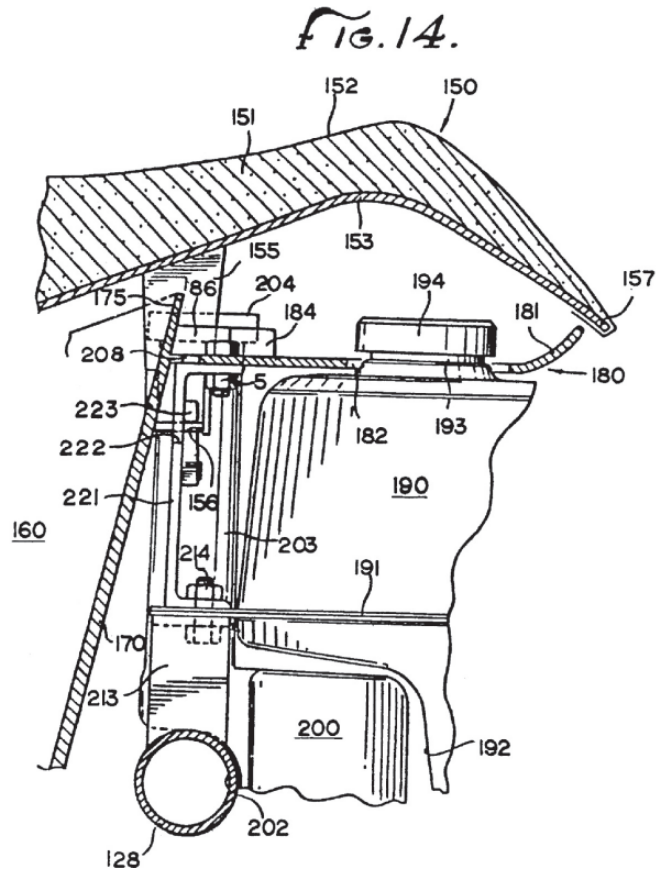
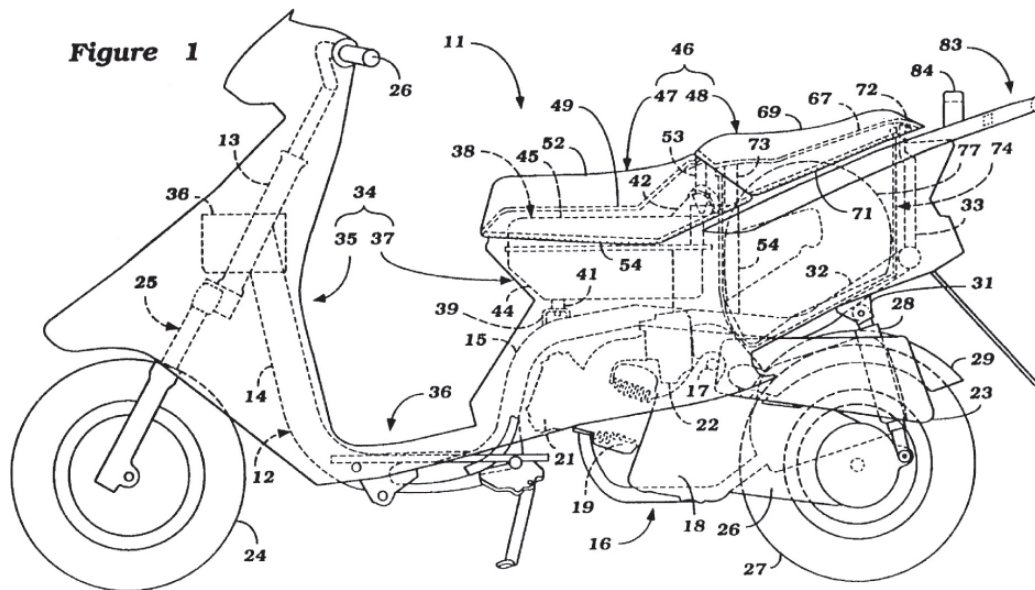


FIG. 16.

(2) 引用文献2 (US5094315号米国特許)

引用文献2には、「後部シート48に座った乗員にグリップエリアを提供すべく、クロスパイプ84を有するグラブレール83が後部本体カバー部37に固定されている」と記載されている。



5. 専利復審委員会の審決

専利復審委員会は次のように判断した。

(1) 本件特許の請求項1と引用文献1との相違点

本件特許の請求項1と引用文献1とを比較すると、相違点は、(A)本件特許では、左右フレームの後部に、前記シートの後方を迂回して上方へ立ち上がるグラブレールが一体に装着されるのに対して、引用文献1では、左右フレームの後部には荷台が取り付けられており、(B)本件特許では、収納ボックス後方延長部が前記グラブレールの左右内方突出支持部に支持されるのに対して、引用文献1では目隠板の装着位置は具体的には開示されておらず、(C)本件特許では、前記グラブレールの左右内方突出支持部とシート後部の底板とで収納ボックス後方延長部を挟持するのに対して、引用文献1では、目隠板はシート底板の下方に固定されるという点である。

(2) 相違点(A)について

車体左右フレームの後部にグラブレール又は荷台を固定することは当該分野における通常の設計である。例えば引用文献2 (US5094315号米国特許) のバイクは、左右フレーム83の後部に、前記シートの後方を迂回して上方へ立ち上がるグラブレール84が一体に装着されており、機能の点から考えれば、引用文献1の荷台もグラブレールとして機能する。よって、相違点(A)は、通常の設計の範疇を超えていない。

(3) 相違点(B)について

引用文献1では目隠板の装着位置は開示されておらず、目隠板に二つの取付孔が設けられていることしか開示されていない。しかしながら、当業者にとっては、目隠板は必然的に車体フレームに固定する必要があり、かつ目隠板に二つの取付孔が設けられているということは、目隠板は二つの支持点によって車体に取り付けられるということであり、引用文献1の荷台は車体フレームに固定されているということである。これに対して本件特許では、収納ボックス後方延長部は前記グラブレールの左右内方突出支持部に支持されており、収納ボックス後方延長部も二点支持の方式で車体に固定されている。両者には実質的な差はなく、いずれも通常の設計の選択に該当する。

(4) 相違点(C)について

引用文献1では、目隠板はシート底板の下方に固定されており、即ち、支持点とシート底板とが目隠板を挟持している。これに対して、本件特許では、前記グラブレールの左右内方突出支持部とシート後部の底板とで収納ボックス後方延長部を挟持しており、やはり支持点とシート底板とで収納ボックス後方延長部を挟持している。この相違点(C)は、収納ボックス後方延長部の車体上での支持位置によって決まるものであり、当業者は具体的な設計状況に応じて支持位置を選択でき、このような支持位置の選択は容易である。

よって、請求項1は引用文献1及び当該技術分野の周知技術に対して、際立った実質的特徴及び顕著な進歩を有しておらず、特許法第23条第3項に規定する創造性を具備しない。

6. 北京市第一中級人民法院の判決

北京市第一中級人民法院は、相違点(A)、(B)、(C)について、次のように判断した。

(1) 相違点(A)について

本件特許の請求項1では左右フレームの後部に、前記シートの後方を迂回して上方へ立ち上がるグラブレールが一体に装着されるのに対して、引用文献1では、左右フレームの後部には荷台が取り付けられている。しかしながら、引用文献1の荷台もグラブレールとしての機能を発揮することができ、当業者は、収納ボックスの収納空間を増大し、車体後部又は上方に立ち上がるグラブレールを支持する等の技術的課題に直面したときに、引用文献1の「左右フレームの後部に荷台が装着される」という構成から、本件特許の請求項1の「左右フレームの後部に、前記シートの後方を迂回して上方へ立ち上がるグラブレールが一体に装着される」という構成を容易に想到できる。

(2) 相違点(B)について

引用文献1では目隠板の取付位置は具体的に開示されておらず、単に目隠板に二つの取付孔が設けられることしか開示されていない。しかしながら、当業者は、目隠板は必然的にフレームに固定して支持しなければならないものであると理解するはずであり、引用文献1は目隠板を二つの取付孔で取り付け固定するという技術的示唆を与えている。引用文献1が与えている技術的示唆から、本件特許の請求項1の「該収納ボックスの収納部から後方への延長部が前記グラブレールの左右内方突出支持部に支持される」という構成を容易に想到できる。

特許権者は、仮に目隠板がフレームに支持され固定されないとすれば、目隠板はどの部材に支持され固定され得るのか、及び取付孔の作用をいかに実現するのかについて、合理的な釈明をしていない。

この構成要件は、主に支持構造の位置関係を限定したものであり、取付方法の相違はこの構成要件とは関係がない。

(3) 相違点(C)について

引用文献1が開示する発明では、目隠板はシート座板の下方に固定されており、即ち支持点とシート座板とが目隠板を挟持している。一方、本件特許の請求項1が限定する発明では、グラブレールの左右内方突出支持部とシート後部の座板とで収納ボックス後方延長部を挟持しており、やはり支持点とシート座板とで収納ボックス後方延長部を挟持している。この相違点は、収納ボックス後方延長部の車体上での支持位置によって決まるものであり、当業者は具体的な設計状況に応じて支持位置を選択でき、このような支持位置の選択は容易である。

また、固定の方式が多少異なっていたとしても、それによって本件特許が引用文献1に対して

際立った実質的特徴を有することにはならない。特許権者は、本件特許の収納ボックス後方延長部の固定方式は引用文献1とは明らかに異なると主張するが、これは事実の根拠に欠ける。

上記の分析により、当業者は引用文献1と周知技術に基づいて本件特許の請求項1の発明を容易に想到できるため、本件特許の請求項1は際立った実質的特徴及び顕著な進歩を有しておらず、特許法第22条第3項に規定する創造性を具備しない。

7. 第二審原告（特許権者）の主張

特許権者は北京市高級人民法院に控訴し、次の通り主張した。

(1) 一審判決は、相違点(A)について、それが実現できる機能及び本件特許の請求項1に対する貢献を考慮しておらず、引用文献1の「左右フレームの後部に取り付けられた荷台」が何によって「物入れボックス後部の目隠板」を支持するのも具体的に説明していない。また、一審判決における「荷台もグラブレールとして機能する」という認定は根拠がない。

(2) 一審判決は、相違点(B)について、それが実現できる機能及び本件特許の請求項1に対する貢献を考慮していない。

(3) 一審判決は、引用文献1に開示された発明において、目隠板がシート底板の下方に固定されるということが、即ち支持点とシート底板とで目隠板を挟持するということであると認定しているが、これも根拠を欠く。

一審判決は、本件特許が解決しようとする技術的課題及びそれが奏する技術的效果を考慮しておらず、単に相違点(A)、(B)、(C)を単独でそれぞれ評価した後に本件特許が創造性を具備しないと認定しており、不当である。

8. 北京市高級人民法院の判決

北京市高級人民法院は、相違点(A)、(B)、(C)について、次のように判断した。

(1) 相違点(A)について

本件特許の請求項1は、左右フレームの後部に、前記シートの後方を迂回して上方へ立ち上がるグラブレールが一体に装着され、かつこのグラブレールは左右内方に突出した支持部を有するのに対して、引用文献1では、左右フレームの後部には荷台が取り付けられている。しかしながら、請求項1におけるグラブレールが左右内方に突出する支持部を有することによる機能が相違点(B)、(C)において既に考慮されていることに鑑みれば、当業者は引用文献1の発明から本件特許の請求項1の相違点(A)を容易に想到できる²。

(2) 相違点(B)について

引用文献1から理解できる収納ボックスの取付方式は、ボックス体の前端底部を支持用のボルトでフレームに固定し、ボックス体の左右内側の支持部を支持用のボルトでフレームに固定し、目隠板はボルトでコ字型ステイに固定するというものである。一方、本件特許の請求項1は、単に収納ボックス後方延長部をグラブレールの左右内方突出支持部上に置いて支持するのみであり、それを締め具でフレームに固定するとはしていない。引用文献1と本発明との取付けの位置

2 この一文は多少分りにくいですが、「相違点(A)の機能については相違点(B)、(C)で勘案するとして、相違点(A)の機能を除いて考えれば、引用文献1から相違点(A)を得ることは容易である」という意味であると理解できる。

及び方式は明らかに異なっており、それがもたらす作用及び技術的效果も当然に異なる。一審判決が、特許権者が引用文献1の目隠板の取付けの位置及び方式について合理的な釈明をしていないと認定したことは、明らかに誤りである。単に引用文献1の目隠板の二つの取付け孔から目隠板が二つの支持点で車体に取り付けられると推定し、更に相違点(B)は容易に想到できると認定したのは、証拠を欠く。

(3) 相違点(C)について

挟持とは、シート底板と目隠板及び支持点とが互いに接触することをいう。引用文献1には、シート底板と支持点が目隠板を挟持するとの記載はなく、目隠板はボルトとナットによってコ字型ステイに固定される。これは、グラブレールの左右内方突出支持部とシート座板によって挟持することで収納ボックス後方延長部を固定するという本件特許の請求項1の方式とは明らかに異なるものである。審決及び一審判決が、引用文献1の目隠板が支持点とシート座板によって挟持されることと、請求項1の収納ボックス延長部がグラブレールの左右内方突出支持部及びシート座板によって挟持されることとは実質的な相違ではなく、技術上の自明な変換に該当すると認定したことは、事実認定を誤ったものである。

よって、本件特許の請求項1が創造性を具備しないという審決及び一審判決の結論は、事実認定及び法律の適用のいずれにおいても誤ったものである。特許権者の控訴理由は成立し、本院はこれを支持する。

9. 考察および実務上の注意点

(1) 相違点(A)について

本件特許の請求項1では、「左右フレームの後部に、前記シートの後方を迂回して上方へ立ち上がるグラブレールが一体に装着され」と限定されており、即ちグラブレールは左右フレームに一体に装着されることが明記されている。

これに対して、第7571審決及びその後の判決では、引用文献1の荷台は「左右フレームの後方に取り付けられる」と認定されている。しかしながら、引用文献1では荷台の取付け位置及び方式については記載されておらず、単に図12のように示されているのみである。上記で引用したように、審査指南には「図面を引用する際には、図面から直接かつ一義的に確定できる構成要件しか開示された内容に該当しない」と規定されている。引用文献1の図12からは、荷台が左右フレームではなく後部車体カバーに取り付けられている可能性を排斥できないはずであり、従って、引用文献1の図12から「左右フレームの後方に荷台が取り付けられ」と認定することはできないはずである。

一方、引用文献2にはクロスパイプ84を有するグラブレール83が後部車体カバー部37に固定されることが開示されている。專利復審委員会は、引用文献2のクロスパイプが本発明のグラブレールに相当し、引用文献2のグラブレール83が本発明の左右フレームに相当すると認定しており、その後の訴訟でもこの点については特に否定されていない。しかしながら、引用文献2にはグラブレール83とは別にフレーム部材32を有しており、グラブレール83は後部車体カバー部37に固定されるものである。従って、引用文献2のグラブレール83が本発明の左右フレームに相当するという認定は不当である。

以上より、本発明の「左右フレームの後部に、……グラブレールが一体に装着され」という構成は引用文献1にも引用文献2にも開示されていないといえるのではないかと思われる。そして、本発明ではグラブレールは収納ボックス後方延長部を介してシート底板を支持する（即ち、

運転者及び同乗者の体重を支える)のものであり、その強度を確保することが重要であるところ、グラブレールが左右フレームに一体に装着されるという構成は、その強度を確保するために必要な構成であり、この構成によって本発明は引用文献1及び引用文献2では予期し得ない効果を取得していると主張できたのではないかと思われる。

(2) 相違点(B)について

専利復審委員会は、引用文献1の目隠板が二つの取付孔を有することから当該目隠板はフレームに二点支持されると認定した。そして、本発明の実施例が二点支持であったことから、「両者には実質的な差はない」と判断した。しかしながら、本発明では、収納ボックス後方延長部を「二点支持」することは限定しておらず、引用文献1において目隠板が二点で支持されることは、本発明の「該収納ボックスの収納部から後方への延長部が前記グラブレールの左右内方突出支持部に支持される」とは関係のないことであり、審決はまったく的外れであると言わざるを得ない。

また、北京市第一中級人民法院（以下、単に「中級人民法院」という）は、目隠板は必然的にフレームに固定して支持しなければならないことから、引用文献1には目隠板を二つの取付孔で取り付けて固定するという示唆がされていると認定し、当該示唆から本発明の「該収納ボックスの収納部から後方への延長部が前記グラブレールの左右内方突出支持部に支持される」という構成を得ることは容易であると判断した。この中級人民法院の判断も、引用文献1では目隠板を支持するものがフレームであるのに対して、本発明の収納ボックス後方延長部を支持するものはラブレールの左右内方突出支持部であるという相違について何ら検討せず、本発明の構成要件とは関係のない「引用文献1は目隠板を二つの取付孔で取り付けて固定する」ことを理由に、本件発明の構成は容易に想到できると判断した。まさに、中級人民法院の判決自身が述べているように、「この構成要件は、主に支持構造の位置関係を限定したものである。従って、目隠板を支持するものと収納ボックス後方延長部を支持するものとの相違を検討せずには容易想到との結論は得られないはずである。北京市高級人民法院（以下、単に「高級人民法院」という）では、「引用文献1と本発明との取付の位置及び方式は明らかに異なっており、それがもたらす作用及び技術的效果も当然に異なる」と判断しており、合理的である。

(3) 相違点(C)について

専利復審委員会と中級人民法院は、シート座板が空間を隔てて目隠板の上方に配置されており、目隠板はその下方の支持部材（コ字型ステイ）に固定されているという引用文献1の記載から、シート座板と支持点（コ字型ステイ）とが目隠板を「挟持」（中国語では「夹持」）していると認定した。中国語の「夹」は辞書によれば、二つの相反する力で物体を固定して動かなくすることと説明されている。よって、「夹持」とは、二つの相反する力で物体を固定して動かない状態で持つことであると理解できる。シート座板が目隠板に接触していない引用文献1は、明らかに本発明の「挟持」を開示していないといえる。また、本件特許の明細書にも、引用文献1のような状態をも「挟持」と理解すべき記載は見当たらない。高級人民法院では、「挟持とは、シート底板と目隠板及び支持点とが互いに接触することをいう」として、引用文献1では目隠板を「挟持」することが開示されていないと判断しており、妥当である。

(4) 機械分野の発明の創造性判断

機械分野の発明においては、しばしば各部材の位置関係、接続関係、固定方法等の特徴が構成要件とされる。この場合に、そのような位置関係、接続関係、固定方法が引用文献に開示されていないとしても、審査官からそのような位置関係等は「通常的设计事項に過ぎない」という認定を受け、創造性を否定されることがある。本件では、審決において「通常的设计の範疇を超えていない」と判断されたのに対して、特許権者は、中級人民法院に提訴した際に「法律には各構成

要件が『通常の設計の範疇を超え』なければならないとは規定していない」と反論した。中級人民法院は、一応この特許権者の主張を汲み入れたようだが、結局は表現を変えて同じ結論の判決をしたに過ぎない。

部材間の位置関係や接続関係に特徴を有する発明について、合理的な理由もなく「通常の設計事項に過ぎない」、又は「容易に想到できる」として創造性を否定されることは、審査段階でもよく見られることである。本件は、どの程度の相違であれば創造性が認められるかという点について一つの判断例を示している。即ち、本件では、相違点(B)について、目隠板がコ字型ステイを解してフレームに取り付けられている引用文献1に対して、専利復審委員会及び中級法院では、収納ボックス後方延長部が「グラブレール」に支持される本発明は、「通常の設計の範囲を超えていない」(審決)、「容易に想到できる」(一審判決)と判断されたのに対し、高級人民法院では、「引用文献1と本発明との取付けの位置及び方式は明らかに異なっており、それがもたらす作用及び技術的効果も当然に異なる」として本発明の創造性を認めている。また、相違点(C)については、目隠板はシート座板と「支持点」(どの部材によって支持する点かは明確にしている)とで挟持される引用文献1に対して、専利復審委員会及び中級人民法院では、収納ボックス後方延長部がシート座板と「グラブレールの左右内方突出支持部」とで挟持されるという本発明について「このような支持位置の選択は容易である」と判断されたのに対し、高級人民法院では、「目隠板はボルトとナットによってコ字型ステイに固定される。これは、グラブレールの左右内方突出支持部とシート座板によって挟持することで収納ボックス後方延長部を固定するという本件特許の請求項1の方式とは明らかに異なる」として、本発明の創造性を認めている。

本件は、機械関連の出願に係る発明が引用文献との間に位置関係等の相違点を有する場合に、当該発明が創造性を有するか否かを検討するに当たって、参考とすることができると思われる。なお、上記のような拒絶理由に対しては、①そのような構成とすることで得られる有利な効果があるか、②引用文献にそのような構成とする阻害要因があるかを検討し、反論の材料とすることも有効である。また、「このような設計は公知の常識である」との指摘に対して、当該設計が先行技術に開示されていないならば、審査官に対して証拠を挙げるよう要求することも有効である。

(5) 立証責任について

中級人民法院は、「当業者は、目隠板は必然的にフレームに固定して支持しなければならないものであると理解するはずであり」と認定した。そして、中級人民法院は、「特許権者は、仮に目隠板がフレームに支持され固定されないとすれば、目隠板はどの部材に支持され固定され得るのか、及び取付孔の作用をいかに実現するのかについて、合理的な釈明をしていない。」と指摘した。しかしながら、冒頭で引用した審査指南の立証責任の分配原則によれば、審判請求人が引用文献の開示内容から当業者が理解するであろう技術内容を主張するならば、その立証責任は審判請求人が負わなければならない。そして、その立証ができない場合の不利益は審判請求人が負担しなければならない。特許権者が「目隠板はフレームに固定されるとは限らない」ことについて合理的な釈明をしていないからといって、それによる不利益を特許権者が負担しなければならないことにはならない。一審判決における判断は、立証責任の分配原則に適合していないと思われる。

(ここに掲載した内容は、個人的な見解を含み、大野総合法律事務所又は金杜律師事務所の意見を反映するものではありません。)